

近畿大学大学院建築学研究科及び情報学研究科設置に係る寄附行為変更届出

寄附行為変更の条項及び事由

この法人が設置する近畿大学大学院に、新たに建築学研究科及び情報学研究科を設置することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第1項第1号中、近畿大学大学院にある「総合理工学研究科」の次に「建築学研究科、情報学研究科」を追加する。

(事由) 新たに建築学研究科及び情報学研究科を設置するため。

2. 変更の時期
令和8年4月1日

3. 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為の改正は、令和8年4月1日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

学校法人近畿大学寄附行為 新旧対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 近畿大学</p> <p>大学院（法学研究科、商学研究科、経済学研究科、<u>総合理工学研究科、建築学研究科、情報学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科、医学研究科、実学社会起業イノベーション学位プログラム</u>）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為の改正は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 近畿大学</p> <p>大学院（法学研究科、商学研究科、<u>経済学研究科、総合理工学研究科、（新設）</u>薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科、医学研究科、実学社会起業イノベーション学位プログラム）</p>